

【訪問看護利用者負担金一覧表】(介護保険)

1. 基本サービス費

令和8年7月1日現在

サービス項目	算定回数等(1回につき)	単位数	ご利用者様負担金額		
			1割負担	2割負担	3割負担
☐ 訪問看護Ⅰ 1	20分未満の場合	314	314	628	942
☐ 訪問看護Ⅰ 2	30分未満の場合	471	471	942	1,413
☐ 訪問看護Ⅰ 3	30分以上1時間未満の場合	823	823	1,646	2,469
☐ 訪問看護Ⅰ 4	1時間以上1時間30分未満の場合	1128	1128	2,256	3,384
☐ 介護予防訪問看護Ⅰ 1	20分未満の場合	303	303	606	909
☐ 介護予防訪問看護Ⅰ 2	30分未満の場合	451	451	902	1,353
☐ 介護予防訪問看護Ⅰ 3	30分以上1時間未満の場合	794	794	1,588	2,382
☐ 介護予防訪問看護Ⅰ 4	1時間以上1時間30分未満の場合	1090	1090	2,180	3,270

2. 加算サービス費(予防含む)

サービス項目	算定回数等	単位数	ご利用者様負担金額		
			1割負担	2割負担	3割負担
☐ 訪問看護初回加算	初回時に算定	300	300	600	900
☐ 訪問看護複数名訪問加算(Ⅰ)	イ 30分未満	254	254	508	762
	ロ 30分以上	402	402	804	1,206
☐ 訪問看護特別管理加算(Ⅰ)	月に1回	500	500	1,000	1,500
☐ 訪問看護特別管理加算(Ⅱ)	月に1回	250	250	500	750
☐ 訪問看護専門管理加算2	月に1回	250	250	500	750
☐ 長時間訪問看護加算	・特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)の対象者であること ・90分以上を超える場合 ・ケアプランに位置づけられ、計画的な訪問であること	300	300	600	900
☐ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき	6	6	12	18
☐ 退院時共同指導料	退院につき1回	600	600	1,200	1,800
☐ 緊急時訪問看護加算	月に1回	574	574	1,148	1,722

3. その他

☐ 交通費	対象地域を越えて行う場合は、ガソリン代として超えた地点から1キロ当たり10円を徴収させていただきます。	
☐ エンゼルケア	死後の処置料を希望される場合は、保険適用外として自費にて11,000円を徴収させていただきます。	

※所在市町村(湯河原町)地域単価(10円)

※【利用者負担算出方法】地域単価×単位数の合計＝〇〇円(1円未満切り捨て) 利用者様の負担割合により、負担金額が変わります。

※【利用者負担割合1割の場合】〇〇円－(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

※【利用者負担割合2割の場合】〇〇円－(〇〇円×0.8(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

※【利用者負担割合3割の場合】〇〇円－(〇〇円×0.7(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

※訪問看護の開始月のみ、訪問看護初回加算が算定されます。

※利用者様の状態により、加算サービス費が算定されます。

※保険分の一部負担金(自己負担額)は、法により1円単位でのご請求となります。

※利用料金は、翌月10日以降ご請求させていただきますので、1ヶ月以内に会計窓口もしくは振込にてお支払い下さい。

※対象地域を越えた場合は、ガソリン代として片道1キロメートル当たり10円を徴収させていただきます。

※利用者の都合により、訪問予定時間までにご連絡がなくキャンセルされた場合は、

キャンセル料として当該サービスに係る基本料の10%に相当する額を徴収させていただきます。